

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、教育委員会教育長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき、措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年9月27日

岐阜県監査委員 若井 敦子

岐阜県監査委員 恩田 佳幸

岐阜県監査委員 鈴木 祥一

岐阜県監査委員 安田 典子

岐阜県監査委員 飯沼 敦朗

1 令和5年度行政監査(県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について)の結果に基づき講じた措置の状況

(単位:件)

テーマ名	監査結果 (A)	措置済 (B)	今回措置を講じたもの (C)	未措置 (A-B-C)
県の施設におけるAEDの設置・管理及び公開・周知について	70	61	6	3

※「今回措置を講じたもの」とは、令和6年9月4日に教育委員会教育長から通知があったもの。

2 行政監査の結果に基づき講じた措置(指摘事項)

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
羽島北高等学校	<p>AEDは適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であるが、耐用期間が経過したAEDを設置している所属・施設においては、管理不備により性能を發揮できない等の重大な事態の発生を防止するため、設置の要否及び更新の必要性を踏まえた上で、AEDの更新又は廃棄を行うべきである。</p> <p>(対象施設) 羽島北高等学校</p>	<p>AEDの耐用年数が経過していることは把握し、日々点検をすることで使用を継続する対応をしていたのだが、AEDは生命に関わる機器であるため、耐用期間経過後は即座に使用不可とするまでの認識に至っていなかった。「AEDの適正配置に関するガイドライン」により改めて必要台数を確認し、耐用期間が経過した1台を更新した。今後は、AED管理責任者及び事務担当者で情報共有し、再発防止に努める。</p>
	<p>H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報(設置場所や使用可能時間など)をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報(複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報)を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>(対象施設) 羽島北高等学校</p>	<p>本校に設置されたAED3台のうち、1台について県有施設AEDマップへの公開を失念していたため、AEDを更新した際に県有施設AEDマップに登録し公開した。今後は、設置・更新時に情報公開漏れがないかをAED管理責任者及び事務担当者で相互にチェックすることにより、再発防止に努める。</p>
多治見工業高等学校	<p>AEDは適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器であるが、耐用期間が経過したAEDを設置している所属・施設においては、管理不備により性能を發揮できない等の重大な事態の発生を防止するため、設置の要否及び更新の必要性を踏まえた上で、AEDの更新又は廃棄を行うべきである。</p>	<p>適切な管理についての認識不足により耐用期間経過後も設置していたため、今後は保健厚生部において月に1度実施している施設の安全点検の項目にAEDの現況確認を加えることで再発を防止し、適正な管理に努める。</p> <p>本校は体育の授業、部活動がとともさかんであり、突然の心停止の発生リスクが決して低いわけではない。またその活動はグラウンド、体育館、テニスコートと広範囲</p>

機関名	監査結果	講じた措置
	(対象施設) 多治見工業高等学校	にわたり、複数台の設置をする必要があるため、AEDの更新を行った。
高山工業高等学校	H29年県通知において、AED管理責任者は、自身の県有施設に設置されたAED情報（設置場所や使用可能時間など）をインターネット上の県有施設AEDマップに公開することとされているところ、AEDを設置しているにも関わらず、県有施設AEDマップ上にすべてのAED情報（複数のAEDを設置している場合は、それぞれのAED情報）を公開していないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 (対象施設) 高山工業高等学校	本校に設置されているAED 4台のうち、県有施設AEDマップに公開されていない1台について、令和6年8月に公開した。 当該AED取得時に県有施設AEDマップ登録に係る操作に手間取り、そのまま登録を怠ってしまったことが原因である。 今後は、関係職員にマニュアルを共有し、登録時は職員間の相互チェックを行うことにより、再発防止に努める。

3 行政監査の結果に基づき講じた措置（検討事項）

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
学校安全課	AEDについては、機器の新規設置・更新等に伴い、今後も継続して調達事務を行うことが見込まれる。AED設置の検討は、H29年県通知に基づき各所属・施設等において行われているが、不特定多数の者が訪れる場所等におけるAED設置は今後も全庁的に進められるものと考えられる。 各年度において、関係所属・施設等が行う新規設置・更新等の対象となるAEDの数量などを全庁的に把握し、各施設のAED設置の目的に沿ったAEDの使用を基にして一括調達することを検討し、経済的かつ効率的な調達を行うよう図られたい。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の機器更新に併せて、全県立学校を対象にAED設置台数の調査を実施したうえで、新規設置、更新対象となるものを教育委員会として一括調達を行う。
	遠隔監視システムが導入されていない学校安全課一括調達AEDを設置している施設、又は、遠隔監視システムや監視業務委託を導入していない独自調達AEDを設置している施設において、AEDの機能を維持するための点検整備・消耗品管理を適切に実施していない施設が複数認められたので、適切な点検整備・消耗品管理が実施されるよう、各施設における実態を把握したうえで、不適切な事態の是正及び再発防止に向けた必要な対応について検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の機器更新に併せて、遠隔監視システムを備えた機器の一括調達を行う。 令和6年6月18日付け学安第374号にて、全ての県立学校に対しAEDの設置台数、有効期限等の実態調査と併せて、「県有施設における自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理の基準に関する要綱」について周知を行った。